

三好市建設工事一般競争入札実施要綱(平成22年三好市告示第79号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>(入札参加資格者)</p> <p>第4条 一般競争入札の参加に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有する者は、次の各号のすべての要件を満たす者とし、その旨を入札公告及び一般競争入札の共通事項において明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。(請負対象額が<u>3千5百万円</u>(建築一式工事については<u>7千万円</u>)以上の場合)</p> <p>(9) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。(下請代金の総額が<u>4千万円</u>(建築一式工事については<u>6千万円</u>)以上になることが予想される場合)</p> <p>(10)・(11) 略</p>	<p>(入札参加資格者)</p> <p>第4条 一般競争入札の参加に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有する者は、次の各号のすべての要件を満たす者とし、その旨を入札公告及び一般競争入札の共通事項において明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。(請負対象額が<u>4千万円</u>(建築一式工事については<u>8千万円</u>)以上の場合)</p> <p>(9) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。(下請代金の総額が<u>4千5百万円</u>(建築一式工事については<u>7千万円</u>)以上になることが予想される場合)</p> <p>(10)・(11) 略</p>